

【兵庫県灘警察署】 駐車許可申請について

駐車許可申請の要件

注意：駐車許可は、車両の駐車が下記のいずれにも該当する場合に受けることができます。

◎ 駐車禁止場所での許可（道路交通法第45条第1項）

時間

- (1) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えないこと。

場所

- (1) 駐車禁止の規制が実施されている場所（無余地となる場合又は放置駐車となる場合にあつては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
- (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

用務

- (1) 当該車両以外の交通手段（公共交通機関等）では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務
- (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務
- (3) 道路使用許可に該当する行為を伴わない用務貨物 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

申請に必要な書類等

【申請書類による申請】 ※7日以上長期申請等

1. 駐車許可申請書(様式第14号)
2. 自動車検査証記録事項が記載された書面（下記のア又はイ）
 - ア 紙の自動車検査証の場合
自動車検査証の写し
 - イ 電子化された自動車検査証（電子車検証）の場合
次のいずれかの書面
 - ・国土交通省が提供する「車検証閲覧アプリ」を利用し、PDF出力して印刷した「自動車検査証記録事項」
 - ・国土交通省が交付する「自動車検査証記録事項」の写し
3. 申請に係る場所及びその周辺の見取図
(建物又は施設の名称が判別できるもので、申請に係る場所に印をしたもの)
4. 申請に係る用務を疎明する書類
5. 申請に係る日時及び場所の一覧表（用務先が複数ある場合に限る）
6. 受付日時・場所
兵庫県灘警察署 2階交通課窓口（交通課交通規制係）
月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分まで（電話番号：078-802-0110）
 - ※ 詳細等問い合わせについては上記日時でお願いします。
 - ※ 以下の場合は受付できませんのでご注意ください。
 - ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - ・提出書類の記載内容等に不備がある場合

【口頭による申請】 ※7日未満に限る

1. 申請に係る日時及び場所の一覧（用務先が複数ある場合に限る。）
2. 自動車検査証記録事項が記載された書面（下記のア又はイ）
 - ア 紙の自動車検査証の場合
自動車検査証（写しでも可）
 - イ 電子化された自動車検査証（電子車検証）の場合
次のいずれかの書面
 - ・国土交通省が提供する「車検証閲覧アプリ」を利用し、PDF出力して印刷した「自動車検査証記録事項」
 - ・国土交通省が交付する「自動車検査証記録事項」（写しでも可）
3. 申請者（運転手等）の身分証 ※運転免許証等
4. 申請時に確認が必要な事項【申請に係る場所・用務】
5. 兵庫県灘警察署及び灘警察署管内の交番 ※即日発行（24時間対応）

問い合わせ先（平日午前9時～午後5時）

兵庫県灘警察署 交通課交通規制係

電話番号：078-802-0110

